

重要事項説明書

2024年6月1日現在

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問ください。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者

事業者名称	株式会社 福蔵 FUKURA
代表者氏名	代表取締役 須田 祥子
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	茨城県常陸太田市西三町 649-2 電話：0294-73-1277
法人設立年月日	平成 28 年 2 月 9 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション ふくら笑顔
事業所所在地	茨城県那珂市中台 750-5
連絡先 相談担当者名	電話：029-229-1951 FAX：029-229-1952 相談担当者氏名：片桐 直子
事業所の通常の 事業の実施地域	那珂市、ひたちなか市、東海村、その他地域は相談に応じる

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社 福蔵 FUKURA が開設する 訪問看護ステーション ふくら笑顔が行う指定訪問看護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師等が、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた対象者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とします。
運営の方針	ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。また、事業の実施に当たっては、関係市町村や地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月、火、水、木、金（祝祭日含む） お盆、年末年始については都度相談 土曜日、日曜日は休み
営業時間	8時30分～17時30分まで

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	年中無休（24時間常時連絡が可能な体制とする。）
サービス提供時間	8時30分～17時30分まで

(5) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数(人)	常勤換算後の人数(人)	職務の内容
管理者・看護師	1	0.2	看護師と兼務
看護師	2.5以上	2.5以上	常勤・非常勤
理学療法士等	必要数	必要数	常勤・非常勤
事務職員	必要数	必要数	法人兼務

【管理者】

管理者は、従業員の管理及び事業の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。

【看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士(以下訪問看護師)】

訪問看護師は、医師の指示、訪問看護・リハビリテーション計画に基づき居宅を訪問し、利用者に対しサービスを提供します。

3 サービスの提供開始と終了

サービスの提供開始については、契約書の締結以降からとし、サービス提供の終了については、契約書の第17条に該当した場合とします。

4 提供するサービス内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

- ① 病状等観察
- ② 療養指導・処置
- ③ 療養環境整備
- ④ 褥創の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ 認知症患者の看護
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導
- ⑧ カテーテル等の管理
- ⑨ その他医師の指示による医療処置

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません

- ①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③利用者の同居家族に対するサービス提供

④利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

⑤身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するためやむを得ない場合を除く)

⑥その他利用者又は家族等に対して行なう宗教・政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

訪問看護サービスを利用する場合は、自己負担額は原則として利用料金の1割～3割です。但し、介護保険の給付範囲を超えたサービスの利用については、全額自己負担となります。料金説明については、別紙参照

① 上記の料金設定の基本となる時間は、介護保険の場合、担当の介護支援相談員が作成するケアプランに定められた時間を基準とします。医療保険の場合、ご相談の上決定致します。

② 利用者に保険料などの滞納がある場合は、介護保険適用であっても一旦利用料は全額自己負担となります。当事業所はサービス提供証明書を発行いたします。

③ 介護保険の初回加算は、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回若しくは初回の指定訪問看護を行った日の属する月に指定訪問看護を行った場合に加算します。

④ 退院時共同指導加算について、病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、当事業所の看護師等が退院時共同指導を行った後、退院又は退所し、初回の指定訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、退院又は退所につき1回加算します。

⑤ 看護介護職員連携強化加算について、当事業所が指定訪問介護事業所と連携し、当該事業所の訪問介護員等が当事業所の利用者に対し喀痰吸引等の業務を円滑に行うための支援を行った場合は1月に1回加算します。

⑥ 複数名訪問加算(Ⅰ)について、同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して指定訪問看護を行ったときは、1回につき所要時間に応じて加算します。

複数名訪問加算(Ⅱ)について、看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して指定訪問看護を行ったときは、1回につき所要時間に応じて加算します。

※ ただし、同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて、利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当するときである。

- ・利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ・暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ・その他利用者の状況等から判断して、(1)又は(2)に準ずると認められる場合

⑦ 長時間訪問看護加算について指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して所要時間1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後に引き続き指定訪問看護を行う場合であって、当該指定訪問看護の所要時間を通算した時間が1時間30分以上となるときは、1回につき加算します。

⑧ 特別な管理を要する利用者について、特別管理加算Ⅰ又はⅡを1月に1回加算し

ます。

⑨ 居宅サービス計画上、准看護師が訪問することとされている場合に、事業所の事情により准看護師以外の看護師等が訪問する場合については、所定単位数に 100 分の 90 を乗じて得た単位数を算定します。また、居宅サービス計画上、准看護師以外の看護師等が訪問することとされている場合に、准看護師が訪問する場合については、准看護師が訪問する場合の単位数（所定単位数の 100 分の 90）を算定します。

⑩ その他の費用

サービス実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は利用者の負担となります。

⑪ 医療保険の場合、別途交通費を頂きます。

交通費については、事業所から自宅までの交通費の実費として、当事業所から 10km 未満 100 円/回、15km 未満 150 円/回、15km 以上 200 円/回 20km 以上 300 円/回を徴収します。（自動車を使用した場合に限る）

⑫ キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合には、出来る限り、サービス利用の前日までにご連絡ください。予定通り訪問した場合に、連絡なく不在だった際には、自己負担で 3,000 円のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください。ただし、利用者の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合には考慮致します。

5 利用料、利用者負担額 その他の費用の請求及び支払い方法

① 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求方法等	ア 利用料、利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてお届け又は郵送致します。
② 利用料、利用者負担額、その他の費用の支払い方法等	ア 明細書を基に請求月の 25 日までに下記のいずれかの方法によりお支払いください。 （ア）利用者指定口座からの自動振替 （イ）現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、翌月の請求書と同時に領収書をお渡しします。

※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

(1) サービスの提供に先立って、保険証又は介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせくだ

さい。

(2)利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

(3)主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします

(4)サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます

(5)看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

(6)サービス利用にあたっての禁止事項

- ①職員に対する暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- ②パワーハラスメント、セクシャルハラスメントに該当する行為
- ③サービス利用中に職員の写真や動画の撮影、録画したものを無断で SNS 等に掲載すること

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 片桐 直子
-------------	-----------

(2)成年後見制度の利用を支援します。

(3)苦情解決体制を整備しています。

(4)従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5)サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに
--------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はその完結の日からから5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- (3) 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

15 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

16 利益供与の禁止

事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

17 サービス提供時の身体拘束の廃止

- (1) 事業者は、利用者又は他利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行動を行わないものとする。
- (2) 事業所は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、再検討記録等記録の整備や身体拘束を行う場合の手続き等、厚生労働省策定の「身体拘

東ゼロへの手引き」の内容を遵守し適正な取扱により行うものとする。

18 認知症ケア

事業所は認知症状のある利用者の個性を尊重するケアのため次の取組みを行うものとする。

(1) 認知症ケアに関する留意事項の情報共有及び伝達会議の実施

(2) 認知症に関する正しい知識やケアの習得、専門性と資質向上を目的とした研修の実施

19 サービス提供に関する相談、苦情について

管理者は、提供した指定訪問看護に関する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族に説明するものとする。苦情内容の記録をし、対策をねり、再発防止を図ります。

事業所が行うサービス提供に関し、行政機関（市町村・茨城県国民健康保険団体連合会・茨城県等、以下同じ）から文書の提出若しくは提示の求め又は当該行政機関の職員から質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して行政機関が行う調査に協力します。また、行政機関から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、求めがあった場合には、改善内容を行政機関に報告します。

【苦情申立の窓口】

訪問看護ステーション ふくら笑顔	所在地 那珂市中台 750-5 苦情担当 片桐 直子 TEL:029-229-1951 FAX 029-229-1952 受付曜日 月曜日～金曜日（祝祭日含む） 受付時間 8:30～17:30
茨城県 国民健康保険団体連合会	所在地 茨城県水戸市笠原町 978 番 26 市町村会館 3 階 TEL:029-301-1565 FAX 029-301-1579 受付曜日 月曜日～金曜日 受付時間 9:00～16:30

その他、お住まいの市町村に相談下さい

20 事業所内でのハラスメントへの対応について

事業所は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための研修、周知活動を定期的実施しています。

サービス利用契約中に、利用者および家族が事業所職員に対し、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止します。また利用者宅での状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。